

近世中後期、

老中の住友銅吹所見分と御目見・献上・拝領

今井典子

はじめに

近世中後期、住友銅吹所へ幕府の老中の見分が一四回あつた。見分は大きな荣誉であるが、この機会に、御目見・献上・拝領などを実現し、老中との間に儀礼上の関係を築いていった。老中見分の背景や当日応接の儀礼に関してはすでに紹介・検討したので、今回は御目見・献上・拝領などを通して、豪商とはいえ一町人である住友の身分制社会における行動を明らかにしたい。

一 幕府高官との接触の沿革

鎖国開始のころ、銅の輸出が禁止されたとき、住友家二代友以が解禁のため大いに運動して奏功したことが銅屋仲間の由緒に再三記載されている。その件に関する直接の史料は知られないが、由緒は（年次

に誤記はあるが）ほぼ事実と考えられる。その後延宝元年（一六七三）に始まる足尾五ヶ一銅引請け問題の際²⁰は、住友（三代友信）は仲間とともに勘定奉行・長崎奉行・大坂町奉行に訴願し、幕領の足尾銅の輸出を、長崎における銅屋の銅輸出独占体制の枠に取込むことに成功した。

近世初期に徳川家康から用達町人として取立てられた当時の有力町人茶屋・角倉・後藤ら、大坂でいえば三町人の尼崎・寺島・山村が、天下人家康に御目見・近侍し、惣年寄たちが將軍家に拝礼のため参動したのとは違い、銅屋仲間と奉行たちとの間は、相当隔てがあつたと考えられる。

元禄十四年（一七〇一）銀座加役の銅座設置があり、翌十五年佐渡奉行兼勘定奉行荻原重秀が銅吹屋兼銅山師の泉屋住友と大坂屋に出

府を命じて銅山振興策を出させ、その結果住友の別子銅山の永代稼行

(それまでは五年請負の継続)・買請米・年賦拝借金が許可された。

同時に全国の銅山の状況書上やそのための実地調査も住友の業務のようになつた。幕府は金銀山の状況は現地役人から直接に、あるいは銀座・銀座を通じて把握していただろうが、銅座は銀座の加役で御用銅の買入はしても銅山の状況を把握するには住友を利用する必要があつた。ただし特段の肩書きはなく、住友は銅吹屋仲間のなかの大吹屋(銅山持ちの吹屋、ほかに大坂屋・大塚屋がある)という立場であつた。

元禄十六年五月二十一日、泉屋吉左衛門(住友家四代友芳)は帰府途中大坂に立寄つた長崎奉行林土佐守(忠和)に御目見した。記録の書きぶりは、初めてとが特別のことという風ではない。正徳二年(一七一一)銅座が廃止され、銅吹屋仲間が長崎廻銅を請負つたとき、その措置は勝手掛老中大久保加賀守(忠増)の命令として大坂町奉行から伝えられた。同五年から銅吹屋(本人)が町奉行所へ出頭する際に脇指を帯びることが許可された。享保二年(一七一七)十月帰府の長崎奉行石河土佐守(政郷)の着坂の祝儀に泉屋・吹屋・平野屋・多田屋が出向いたところ即座に御目見があつた。³⁾御目見は恒例化してたと考えられる。

大吹屋の大坂屋久左衛門(元禄十年から四か年阿仁銅山の小沢山を請負)は、正徳四年久保田に下向し、藩主佐竹義格に御目見した。山師が秋田藩主に御目見するのはこれ以前北国屋の例がある。⁴⁾

二 最初の老中御目見

享保七年(一七二二)五月二十一日大坂城代安藤重行(美濃加納藩主)が(多分在坂のまま)老中に任命され、六月友昌(住友家五代)は南組惣年寄新屋庄左衛門(江川氏)の仲介で大坂で御目見した。恐らくかねて城代安藤氏への出入り(館入)と御目見を出願していたものと思われる。老中への館入は確認できる限り最初である。なお安藤氏が宝暦六年(一七五六)陸奥磐城平へ転封になつてから館入は自然消滅したが、寛政十一年(一七九九)江戸中橋店が老中安藤信成に館入を出願して許可された。享保十七年友昌の弟千代之助が松山藩から十人扶持を得たことと合わせ考えると、安藤氏への館入は、友昌の弟たちの将来の分家に備えた資産作りとも考えられる。⁵⁾館入は一般的には資金提供と一体のもので、住友(とくに大坂の本店)における館入の意義は、時代が下がると受動的・消極的になると考えられる。

三 大坂町奉行への御目見

享保十九年(一七三四)居宅屋敷の諸役免許を、享保飢饉の際の施行に対する褒賞として大和屋上田氏・平野屋高木氏とともに受けた。諸役免許に伴い町奉行から認められた事柄に、五人組からの脱退、金銀訴訟で奉行所へ出頭するのに脇差を指し奉行の用人に訴状を差出し町年寄・五人組の同道不要などがあり、町人としてひとつの格式を獲得したといえる。

これ以後、町奉行への御目見に積極的に取り組んだ。元文三年(一

七三八) 佐々美濃守(成意)は町人の出入りの難しい家との評判であつたが、伝手を求めて御目見した。翌年稲垣淡路守(種信)に羽織拝領を出願して実現したが、そのときは同様に居宅屋敷の諸役免許を受けた上田氏が、佐々奉行から拝領したから稲垣奉行からも同様にと願つて受けた例があるので、それで住友もという論法で出願し獲得した。⁶⁾

時代が下がると御目見や上下拝領は恒例化し、奉行との距離感は縮小した。

四 長崎奉行の送迎・御目見・献上

長崎奉行へは第一次銅座設置以後御目見が恒例になつたと考えられる。長崎奉行の住友銅吹所見分の最初は寛延元年(一七四八)八月二十四日松浦河内守(信正)の見分である。同三年二月一日老中の初めての見分があり、七月銅座が廃止され、八月御用銅は長崎の直買上となつた。松浦は勘定奉行兼帯の長崎奉行として長崎の貿易改革の任を帯びて下向する途中であつた。

長崎から江戸へ帰府する長崎奉行を西国街道の十三渡(現、大阪市淀川区)まで出迎えるのは、元文四年(一七三九)泉屋・大坂屋・丸銅屋・平野屋が出迎えた記事が初出であるが、恒例となるのは宝暦頃であり、寛政頃から西宮出迎えが恒例となつた。長崎へ下向する奉行を大津まで出向いて出迎えるのは元文四年が最初で次いで宝暦十二年(一七六二)、十三まで見送るのは明和二年(一七六五)が初めて、

徐々に恒例化した。下向する奉行を、当時恐らく銅吹屋仲間であつた唯一江戸に出店をもつ住友の中橋店手代が下向する長崎奉行を品川まで見送ることも、安永頃に恒例化した。

献上は宝暦頃から恒例化したようである。宝暦二年八月下向の長崎奉行の役人中四人へ惣仲間中から贈つた餞別の越後縮四反は受領されなかつた。これ以前に献上の記事は見えない。翌年下向の奉行も受取らなかつたが、その年帰府の奉行は、奉行に素麵一箱、家老に柄糸一具、用人三人に胸紐五掛入一箱宛を差出し、受領された。

奉行からの上下拝領は最初は私的に金子を用立てた奉行からあつたが、銅座掛屋を請負つてからは、調達銀への褒詞とともに賜与されることが恒例化した。

住友は長崎奉行に対しては、町奉行の場合とは異なり、銅吹屋仲間の一員、その筆頭として行動し、送迎・御目見・献上の儀礼も仲間一統が原則であつた。老中の住友見分の際も仲間が詰めた。時代が下がると住友は、別子銅山の山師と銅座掛屋として別格扱いの側面が出てくるが、仲間一統の原則は最後まで崩れなかつた。⁷⁾

五 老中応接の概容

送迎・御目見・献上・拝領などはきめ細かく行つのが丁重で格が高い。それらを回数を重ねることに拡大し、先例とした。見分当日座敷で供応するとき、三町人の尼崎ではなく主人が直接給仕することも実現し恒例化した。送迎などに出向くには当該老中と大坂町奉行(大坂

巡見の管理者)の許可が必要であったが、町奉行にとって見分を滞りなく遂行するために住友の先例が参考になる面もあった。老中の大坂での宿舎、本陣に藩邸を提供する松山藩(五回目・一四回目は別)は、藩の預地である伊予の幕領に別子銅山が所在するため平素から住友とは関係が深く、老中見分にも種々の配慮を示した。

老中の見分によって、まず老中の本陣に送迎の挨拶に行く資格を獲得・実行、次には従来からの館入という縁故のある老中の見分の機会に、御目見・献上・拝領などの実現をはかった。その次には館入でない老中にも見分の際の先例として出願・実現し、館入になることもあった。ただし館入は目的ではなく御目見や拝領の手段という意識が顕著に認められる。一四回の老中見分の概容は表1のとおりである。

見分応接記録の精粗は毎回同じではないので、項目のひとつひとつが踏襲され逆行はなかったといえるかどうか、確実には分からない部分があるが、大筋では逐次先例として積重ねられていったと考えられる。

表1 老中見分時、御目見・献上・拝領の概容

回数・年次	老中	領地	特記事項
①寛延3.2/1	本多伯耆守(正珍)	田中	見分後本陣玄関で手札差出
②宝暦2.6/8	松平右近将監(武元)	館林	
③天明8.6/4	松平越中守(定信)	白河	江戸発駕以前中橋店が家臣に接触の始め。大津出迎えの始め。手札に予州別子立川両御銅山師并御用糺吹師泉屋万十郎の肩書・名前を初めて使用
④寛政元・閏6/20	松平和泉守(乗完)	西尾	従来から館入。京都で熨斗、大坂で飛水鏡を献上。初めて御目見・拝領を出願、拝領は成らず。和泉守に遠慮して泉屋を避け銅吹屋万十郎と称す
⑤寛政4.11/15	松平伊豆守(信明)	吉田	(主人吉次郎友端幼少)見分後熨斗を本陣へ持参献上、以後恒例化
⑥寛政11.3/9	戸田采女正(氏教)	大垣	(主人幼少)
⑦享和3.閏1/6	土井大炊頭(利厚)	古河	(主人病気)
⑧文化4.2/13	安藤対馬守(信成)	磐城平	(主人病気)従来から館入、初めて上下拝領
⑨文化12.8/18	酒井讃岐守(忠進)	小浜	従来から館入。手札に予州御銅山御用達住友吉次郎の肩書・苗字を初めて使用。御目見、以後先例となる。初めて座敷で煙草盆・茶・菓子・鉛石箱などを主人が直接給仕、以後の先例となる
⑩文政5.11/28	松平和泉守(乗寛)	西尾	④と同一の家、上下拝領
⑪文政8.9/29	水野出羽守(忠成)	沼津	見分応接の便宜のため出願して館入となる
⑫嘉永3.11/21	松平和泉守(乗全)	西尾	④⑩と同一の家
⑬安政4.11/20	脇坂中務大輔(安宅)	龍野	館入ではないが先例をたてに出願し、上下拝領
⑭文久3.2/21	小笠原図書頭(長行)	唐津	町触の趣旨を受け万端手軽に応接

「御老中御見分扣 一番」、「同 二番」、「同 三番」に拠る。

六 安政四年（一三回目）の場合

老中見分の最終の一四回目は、万端手輕に運ぶようにという町触の趣旨に添って行われたので、先例の積重ねのうえに立つて行われた最終回は安政四年（一八五七）の一三回目である。その対応の発端における先例の積重ねと活用の状況をみてみたい。

次の史料は三段から成る。第一段は松山藩邸留守居からの老中見分の報知で、第二段はそれを受けて大坂の本店から江戸中橋店へ事前の手配を指示した書状、第三段は先例を記して同封した別紙である。十月十二日に町奉行所から公式の通知がある前に、本陣となる松山藩邸から報知があつたのである。

御老中脇坂中務太輔様京都御所司代本多美濃守様御引渡為御用御上京、其節大坂表御巡見被遊候二付、松山御屋敷左之通廻状を以為御知有之候事

然者脇坂中務太輔様御所司代御引渡御上京、右御用相済大坂表被成御巡見候二付、此許御滞留中隠岐守殿屋敷御用立被申付、尤来ル廿五日江戸表御発駕、来月中比当表江御入込之趣二而、右為御知迄如此御座候、以上

十月七日

佐治源五右衛門

（以上第一段）

右之通為御知有之候二付、何れ当方吹所江も被為入候二付、急々手当可致、然ル処是迄被為入候御老中様方者大体御館入致候二付、前以内願致置候得共、脇坂様者御館入二も無之故、江戸表二而急々手

筋を以申入置候様中橋店へ出状左二

一御老中脇坂中務太輔様此度京都御所司代御引渡為御用御登京被遊、其節大坂表御巡見被為在候由松山御屋敷為御知有之、右二付先例之通当方吹所江も被為入候御儀二付、是迄御老中様方御見分之先例書付別紙二申上候間、兼而御掛り様方へ御願込置可被下候、尤是迄御館入之御方様者右願込都合も宜候得共、脇坂様者御館入二無之故程能手筋の御申入無之而者行届申間敷候間、其段都合能御取計可被下候

一是迄御館入之御老中様方者、御上坂之節御上下又者御時服等拝領被仰付候事も御座候得共、御館入不仕御方様者拝領物者無之、乍去御取扱之処者別紙之通大体同様二而、格別相替候事者無御座候、文政八酉年水野出羽守様大坂御巡見之節者、御館入二無之故御地二而御勝手御掛りへ先例書を以御内願有之候処、御館入相願候様御先方の被仰下二付、早速御地二而御館入御願出御聞済二相成候故、御見分之節万端都合能相済申候、尤御館入願二而も金談等之儀被仰出候事二も無之、年頭二扇子箱献上致候八、宜との事二而、別而手輕二相済候事二御座候

一此度も御内願被成候へ者御表方御役人様方二而八手遠候二付、矢張ケ様之事八御勝手方御賄方等へ御願込候方可然奉存候、尤出羽守様へ願候時八、御勘定奉行御吟味役方へ相願候、御屋敷様二寄而御掛り色々御座候間、其辺八御見計可然御取繕可被下候

一御老中様方御館入不仕共大体別紙之振合二御座候間、先例御申

立、仮令御館人不仕共御役人様方之内程能御願込、御目見等之処
宜御都合可被下候、拜領物之所八達而共難申上候間、如何様二而
も宜候、夫も可相成者御上下被下置候八、大二都合者宜候
一御館入願候事二候得者、御地御実印紙有之候間当地へ御掛合二不
及御書付御差出可被成候、最早日限間合も無之場二付、此義も為
念申入置候

一脇坂様当月廿五日比御地御発駕之由承り候、弥左様御座候八、少
しも早く御願込被下度、猶又御供御役人様方御名前書も御聞合御
申越可被下候、御発駕日限も弥治定之所早々御申越可被下候
一前書御見分二付而者夫迄二御家督之御沙汰無之候八、旦那様御
病氣之姿二而御名代若旦那様御勤被遊候様罷成候、可相成者夫迄
二御家督御沙汰有之候八、御直勤二付大二都合宜候、其儀も御含
置御内願可申候

右之段急便を以得貴意候、状着否手筋を以御願込可被下候、元来々
様之事者御地二おいて篤二も御噂可有之、左候八、早々御申越有之
度当方心得二も相成、且者御見分二付繕普請等可仕事も御座候、其
上前文之通内願等致候八、少し者間合無之而者何分急率之事二而自
然不都合二相成可申、以来者御心得置可申候、先者右得貴意度早々
如此御座候

十月八日

後藤作兵衛

鷹藁源兵衛

越智全九郎様

吉村市郎右衛門様

(以上第二段)

別紙

一京都御着之節大津駅迄吉次郎為御出迎罷出候事
一京都御着之上御末広一握奉献上候外二、御家老様・御用人様方へ
御扇子吉箱宛奉差上候事

但於京都御目見被為仰付候事も御座候へ共、御序不被為在候節
者、於御旅館御目見被為仰付候事

於大坂御目見被為仰付候八、銅吹所御見分御入込被為仰付候様
奉願上候事

一大坂表御着之節者御船場迄御出迎恐悦奉申上候事
一大坂御着後所々御巡見吉次郎銅吹所御見分被為入候節、吉次郎御
出迎、吹方御案内并二鉛石箱献上、御茶・御菓子御給仕奉差上候
事

一銅吹所御見分相濟候後為御礼御旅館へ参上、御熨斗奉献上候事
一大坂御滞留中日々奉伺御機嫌候事

一御発駕之節者大坂出口玉造迄御見送奉申上候事

右之通御地二おいて御見繕御書上可被下候、尤御館入仕候御方様者
右之外二御菓子等献上仕候事も御座候へ共、夫々別段之義二付相
除、表向先例之所計相認置候間、其段御心得置可被下候、近例八松
平和泉守様御巡見有之二付御同所様へ御問合二も可相成哉二奉存
候、何分手筋之所先役又兵衛殿共御相談之上可然御取計可被下候

(以上第三段)

第二段の一項目は、脇坂家は館入ではないのでその不都合をまず解消する必要がある。二項目は、館入であつてもなくても応対は基本的には変わらないが、文政八年(一八二五)の場合はまず館入を願うよう先方から指示されて館入になり、万端好都合に運び、館入の負担もたいしたことはない。三項目は、先例のとおり儀礼の実施を願う内願は、表方役人よりは勝手方賄方などのほうがよい。四項目は、館入でなくてもうまく願つて御目見などできるよう、拝領は難しいかも知れないが、上下を拝領できれば大変好都合である(結局、館入にならずに上下を拝領した)。五項目は、館入願に実印を押した紙が入用の場合は江戸で保管の紙で差出すように。六項目は、江戸発駕前早く出願や役人名前・日程の把握をするように。七項目は、当時はたまたま九代友視が没して十代友訓が相続する前という時期であり、友視病氣につき名代友訓とすることも視野にいれて当たるように(結局、見分までに友訓の相続が銅座から許可された)。

次に先例の積重ねによつて一定の様式を確立した各項目について見ていきたい。

七 挨拶と手札

老中見分の一回目は見分直後と大坂発駕に、主人泉屋吉左衛門(友昌)が本陣玄関で家臣に見分の謝意・発駕の祝意を述べ、手札を置いた。その文面は、「銅吹所被為成御見分、冥加至極難有仕合奉存候、

乍恐奉窺御機嫌候」と「乍恐御発駕御祝詞奉申上候」で、署名の部位は空白である。二回目は見分直後の礼勤のみ記録にあり、手札の署名の部位は空白である。一回目・二回目とも老中の大坂入りより前に接触した形跡はない。また見分入来以前、大坂到着を出迎えた旨後年(三回目のとき)主張するが、はつきりしない。

三回目は大坂町奉行所から老中見分を予告されると、住友の江戸中橋店が老中屋敷で家臣に接触した。日程の把握には松山藩の江戸藩邸も協力してくれた。大津で手代が出迎えた。その手札は記録によると用件の文面はなく、肩書は「予州別子立川両御銅山師并御用糺吹師大坂泉屋万十郎代半右衛門」であつた。大坂では、御機嫌伺いの実績のない町人の接触が町奉行から禁止されたので、実績を届け出た。その史料は次のとおりである。

(天明八年)六月朔日

一夜前七ツ時御触在之、越中守様御着坂之上前々々罷出候もの之在之候八、早々可申出旨被仰渡二付、此方々伺書左之通

乍恐以書付奉窺候

松平越中守様当地御旅館江町人共御窺二罷出候儀無用二可仕、乍併前々々罷出候者は格別二候条、御月番御役所江早々相窺、御差図奉請候様御触之趣奉畏候、私儀去寛延三年二月本多伯耆守様并宝曆二年申六月松平右近将監様当地へ御越之節、御旅館へ御窺二罷出候例御座候二付、此度も右先例之通乍恐御旅館江御窺二罷出申度、此段奉伺候、以上

年号六月朔日

泉屋万十郎

病氣二付

代慶蔵印

御奉行様

右書付持参、西御金方役所江昼時罷出候処、則永田恒左衛門殿御逢、右御窺二は何ヶ度程罷出候事哉其段申上候様、且江戸二而御願申候はいつれへ罷出候哉、是又申上候様二との事也、仍之慶蔵即刻戻り、別紙認持参左之通

乍恐口上竟

一松平越中守様江御窺二罷出候先格之儀御別紙奉伺候所、猶又委敷御尋被為遊候二付左二奉申上候

御出迎

御機嫌伺 御式台迄

御発駕恐縮

右之通二御座候

一於江戸表右御用人中様迄私名代喜右衛門奉伺、大津駅迄御出迎相勤候儀二御座候

右之段御尋二付乍恐以書付奉申上候、以上

天明八申年六月朔日

泉屋万十郎

病氣二付

代慶蔵印

御金方御役所

四回目は名代が京都まで迎えに出た。泉屋万十郎（住友家七代友輔）の屋号が和泉守と同音であるので遠慮して「銅吹屋万十郎」と自称し、銅山師并糺吹師の肩書も使用しなかった。

五回目以後住友の肩書は三回目と同じく「予州別子立川両御銅山師并御用糺吹師 泉屋吉次郎」である。御用糺吹師は明和銅座設置以後のものである。文化八年（一八一—）銅山御用達の肩書と住友の苗字使用の許可を得たので、九回目は予州御銅山御用達住友吉次郎（九代友蘭）、一〇回目以後は銅山御用達住友吉次郎と称した。一〇回目の老中は四回目と同じ松平和泉守であり、住友は「和泉」と同音ではないので遠慮しなかったというだけではなく、住友の家格の向上が反映しているのであろう。一一回目の文政八年（一八二五）水野出羽守の見分るとき、「名札認方左之通、小奉書寸法手本之通」とあって、次のようにある。これらは大坂で主人が出向く場合のもので、ほぼ定型である。

「乍恐御出迎奉申上候 銅山御用達 住友吉次郎」

「乍恐御着御祝詞奉申上候 銅山御用達 住友吉次郎」

「乍恐御機嫌御窺奉申上候 住友吉次郎」

「乍恐御滞留中御窺奉申上候 住友吉次郎」

「銅吹所被為遊御巡見難有仕合奉存候、乍恐右御礼奉申上候

銅山御用達 住友吉次郎」

上下の拝領があつた場合にはその御礼の手札もある。

八 御目見

御目見が記録にはつきりあるのは四回目と九（一三回目で、五（八回目は主人が幼少や病気で応接には後見の手代が当たったから御目見はなかったと考えられる。一四回目はそれまでの老中巡見と違つて將軍の上洛に伴う大坂滞在中の見分であり儀礼万端簡素であつたから御目見はなかつたかも知れない。御目見の記事を例示すると次のとおりである。

四回目（寛政元年閏六月二十日）

一 今廿日六ツ時御目通之御案内二付、夜前八ツ時舟二而御旅館前へ罷出、夜明ヲ相待ツ、五ツ時御見分御出掛之御目見被為仰付、御跡二而御酒被下置候事、凡同席廿五人程在之

御吸物 御小皿 同 同 同いも等
右相濟、御目見御礼として相廻候事

九回目（文化十二年八月二十日）

一 御老中様御入之節御内用人萩山兵助様之友蘭江明日朝六ツ時御目見可被仰付候間、内献上之扇子も持參致候様被仰付候二付、翌廿日朝扇子持參御玄關江差出候処、御銀主中兩人宛御目見被仰付候、此方者平五殿と一緒二御呼出し有之而か八る事もなきやと御言葉被下置候

一〇回目（文政五年十一月二十七日）

一 今廿七日御目見へ可被為仰付、御出立前二出勤仕候様被仰付二付、今晚七ツ時左二

友蘭公 若党重蔵 勇右衛門 男三人

壹枚 乍恐御機嫌御窺奉申上候 住友吉次郎

右之通出勤、尤外二紅梅船壹艘先へ廻ス

七八枚 乍憚御滞留中御伺奉申上候 住友吉次郎

一 持參之品々

一 紅白氷研砂糖壹箱

一 扇子五本入壹箱

但殿様御献上之分皆台二乗ル

外二 下ケ札 銅山御用達 住友吉次郎

一 カステイラ壹斤半入 御家老壹人

但桐之操足箱 台二乗ル 右同様下ケ札付ル

一 同壹斤入 用人式人御

但右同断 御賄方式人

台なし 御側壹人

長手札箱ノ上二銅山御用達ノ一張

右御逗留中并二御餞別相兼極早朝勇右衛門持參、口上八御逗留御窺御挨拶而已申上差出ス

（中略）

一 御用人様之御広間之次友蘭御案内被下、暫クいたし候内 殿様御出立かけに右之居間へ態々被為成御出浮、結構御言葉被為置下、即時御出立、御立合御家老・御用人、続而佐藤様之被仰付候は、

御料理可被下之所混雑二付略儀として御目録金子三百疋被下置候事

老中は数日の大坂滞在中に巡見の合間を縫って縁故の町人たちに御目見させるので、日時の調整はなかなか大変で、長時間の待機もしばしばであった。

九 献上・拝領・館入

四回目から献上や付届けが始まり、拝領の出願も始まった。四回目の松平和泉守（乗完）のとき、見分の報知のある前、所司代から老中への昇任を知って見分のあることを察知し、中橋店から祝儀の中啓を持参させた。乗完の先代乗佑が大坂城代在任中に館入となり、六代友紀が度々御目見・拝領に預かった由緒をもって、献上・御目見を実現した。

一 御老中松平和泉守様御上京、大坂表御巡見として閏六月十八日中嶋松山屋敷江御着、以前御館入二付、京都御旅館江被為恐悦手代藤右衛門を以御熨斗献上、於爰元飛龍水壺箱献上、当所にて八友輔直々相勤、御目見、御酒被下置、吹所も御見分有之二付、越中守様被為入候例之通取結、前後無滞相済候事¹⁰

熨斗はこのときは京都で献上したが、次の五回目からは銅吹所見分終了後本陣の玄関へ持参、献上して恒例化した。拝領はこの回は成らなかつた。五回目の松平伊豆守（信明）家は館入ではなかつたが、諸事先例のとおりとして依頼はしたものの拝領は実現しなかつた。

八回目の安藤対馬守（信成）には寛政十一年（一七九九）江戸中橋店が館入になった。安藤信成は文化四年（一八〇七）住友銅吹所を見分し、紋付上下の拝領を許可した。住友が老中見分八回目で初めて得た拝領品である。

一〇回目の松平和泉守（乗寛）は四回目の乗完の次代の西尾藩主で館入であり、垢付の麻上下の拝領を許した。一二回目の松平和泉守（乗全）はその次代である。

一三回目の脇坂中務大輔（安宅）は館入ではなかつたが上下を拝領した。住友では三町人の尼崎又右衛門の働きによると認識していた。

一〇 座敷の供応と給仕

住友銅吹所の案内は最初の回から主人が行った。座敷では鉛石箱（鉱石や銅の見本、製銅の説明書添付）の供覧・献上と茶菓子の供応をする。はじめ給仕は三町人の尼崎又右衛門が勤め、住友の主人は次の間まで持参した。文化十二年（一八一五）主人吉次郎（九代友聞）が直接給仕し、以後恒例化して先例書にも記載するようになった。文化十二年の状況は次の史料のとおりである。

（上略）吹方次第巨細二御覧相済、御座鋪江酒井様計り御通り被為在候二付、例之通御薄茶・御干菓子・御蒸菓子・田葉粉盆并御煎茶・吹方次第書・鉛石箱等差出、至極御機嫌克被為在、煎茶宜敷今一盞と御意有之差上候、座敷廻り庭前杯御賞美之御挨拶有之、寛々御休足被為遊、初夜頃御帰館、御帰道長堀浜側西江長堀

橋北江

但御給仕通ひ之義友聞寺嶋江申談、寺嶋御供江申入候
処、友聞相勤候様被仰付、寺嶋尼崎も参被居候へ共如何ニ存
候哉御通者不被相勤、御烟草盆鈔石箱迄不残友聞言人ニ而
相勤候事

一 嘉永三年(一二回目)の経費と支払先

老中見分応接の経費の史料として、嘉永三年(一八五〇)「御老中
松平和泉守様御巡見之節諸入用控」は次のとおりである(数字は簡略
に記載し、丸数字を挿入した)。

①五四二匁五 三井払

内 一〇匁五 緋喚鐘紐一組

六八匁 御家老様江相贈白羽二重一反代

四六四匁 御家中八軒江相贈龍門八反代、別帳二細記

②四一二匁三 虎屋払

内 一一匁 西調小倉山一棹

一八匁七五 新紅桜一五・水仙餅一五、合三〇

四三匁八 右入嶋桐野良蓋二重操足、絹真田紐付并二重

操足居台共

× 但殿様御滞留中為御窺献上用

七一匁二五 白黒小倉野数一五〇、内白飴五分五厘替、黒

飴四分替

二四匁 右入杉操足桜皮留三〇入箱五ツ代

× 但御逗留中為御見舞御家老粟生新助様外、御勝手御用
人・御側御用人・御公用人御兩人×御五方江一箱宛

四七匁五 白黒小倉野数一〇〇代、直段前同断

八匁 右入杉桜皮留二〇入平箱五ツ

× 但御勘定奉行并御賄方三人×四人江右同断、外二一箱相
残り候処、松山御留主居長屋氏此度格別御世話二相成候

二付相贈、尤是は此度限り定例二相成不申候事別帳二細
記

一五匁七 金百疋、別縁高詰干菓子一組、殿様上り

八匁六 御案内御町奉行柴田様上り、縁高詰右同断

八匁五 別好松重一棹

四匁八 銘西王母一〇

一八匁 松風三斤

五三匁二 紅白小緑四斤

四九匁二 同菊輪四斤

三〇目 三匁替羊羹一〇棹

× 但御巡見之節入用菓子計り

③一七三匁 京都岡村払

内 八六匁 御末広一本代

一七匁五 右入嶋桐野良蓋二重操箱并金滅金菊座鉄薄着

四ツ打房付紐共

- 九刃 右居台檜木柁目二重操足上磨金滅金鉢打
- 一七刃五 嶋桐五本人扇子一箱
- 三刃五 右居台一枚
- 但御老中様京都御着之節献上用
- 八刃 扇子五本人一箱、御家老様上り、右同断
- 三〇目 同三本人六箱、外御公用人・御側御用人・御勘定奉行・御勝手用人・御賄方×六人様へ右同断
- 一刃五 金滅金菊座鉢一具代
- 但殿様献上に相成御菓子箱へ付ル分
- ④ 八刃九五 京都袋師友湖払
- 内 八刃六 紫帛紗一ツ
- 〇刃三五 下シ賃
- ⑤ 五九刃八 京都楽吉左衛門払
- 内 三〇目 黒天目茶碗一ツ
- 二一刃五 同赤一ツ
- 六刃五 右二ツ入箱代
- 一刃八 下シ賃
- ⑥ 三四刃八 京屋四郎兵衛払、台挑灯四張側代共
- 八刃五 竹田佐清払
- ⑦ 内 七刃五 極上々喜撰半斤
- 一刃 縦箱代
- ⑧ 二四刃 京都指物師利斎払
- 内 一八刃 小片口一ツ
- 四刃五 右入箱代
- 一刃五 下シ賃
- 藤五払
- ⑨ 三四〇目六 槻木地天目蓋付二組
- 内 二六刃 右入桐箱二ツ
- 七刃 同二組摺漆代
- 五刃 檜懸行燈四ツ
- 一八刃 五寸燭台覆行燈八ツ代
- 二一刃六 右同断新拵朱塗大一ツ
- 二八刃 同小形二ツ
- 四三刃 同塗溜二ツ
- 三三刃 春慶木具一〇枚
- 四八刃 角手燭一五本
- 五一刃 槻火鉢台三ツ、黒六合塗手間代共
- 六〇目 大万払、染付茶吞茶碗数一〇〇代
- ⑩ 七五刃 四ツ橋播源払
- ⑪ 三〇目九三 煙管一〇対
- 内 三〇目 古煙管喇竿一〇本仕替代
- 〇刃九三 唐佐払、桐形間似合四五枚、東座敷襖張替用
- ⑫ 一一刃二五 指利払
- ⑬ 二二六刃

- ⑬ 六六九四
 松善弘
- ⑭ 一八八
 薩八弘、献上用鉛石箱江付ル絹真田萌黄五分二尺八寸代
- ⑮ 三四九
 炭五弘
 内 一五九
 不許手水桶一ツ
 五九
 駒下駄一足
 一八五
 同鼻緒五筋
 九八
 白御灰吹三〇本
 三九
 黒毛ぢ楊枝一〇〇本
 〇八七
 柳丸箸一〇膳
 〇八七
 青竹灰吹二本
 六六九四
 松善弘
- ⑯ 一六九
 献上用熨斗台一枚
 九八五
 嶋桐鉛石箱一ツ、献上用
 二八五
 同右居台一枚
 一六八五
 蓑盆一面
 二八八
 木具二枚
 九八
 大形縁高一ツ
 二〇目
 嶋桐駒下駄二足
 二四九
 檜木柁板三宝一面
 三九
 刀掛一ツ、上削仕立直シ
 七八五
 御滞留相濟御発駕後為御歎東御町奉行江海魚献上之節入用肴台一枚代
- ⑰ 一二九五
 泉卯弘
 御巡見無滞相濟候二付為御礼献上用大新熨斗六枚一連
- ⑱ 六一九五
 泉覚弘、蠟燭三拾目掛一五斤代
- ⑲ 三〇目六六
 泉弥弘、同五斤、五拾目掛二斤六步代
- ⑳ 一三五九二二
 総伴弘、同五拾目懸五斤半、三拾目掛二〇斤、八八掛三斤、五八掛二斤代
- ㉑ 八八三
 朝陽堂弘
- ㉒ 二七八五
 河芳弘
 御家中へ進物用、絵紙千代皿一〇〇枚代
 同折熨斗二包代
 同熨斗紙五〇枚代
- ㉓ 二〇目
 御老中下見分として地方・川方御与力衆・同心衆見廻り入来之節干菓子五種取合二斤代
 七八八五
 金式朱、御老中様御先役太田重三郎様へ相贈折詰干菓子一箱代
- ㉔ 四四六四
 提燈御用張一〇張替
 九八三
 同新側四ツ
 五八四三
 大閑燈二ツ張替
 四八三
 水鉄砲用同一ツ
 三九二七
 紋付箱提燈一ツ張替

②③ 二四刃

和田弘

内 八刃

下見分之節入用山富貴一斤代

一六刃

御巡見之節入用右同断二斤代

②④ 三五刃

大多弘

内 一四刃

松山御留主居長屋七郎兵衛様相贈松魚双連代

二二刃

同御内用方三軒山内氏・安在氏・富田氏ノ松魚一連宛相贈代

ノ 但御老中様御滞留無御滞相濟候二付為歡相贈、先例之通

②⑤ 八八刃五六

御老中様為御出迎名代源兵衛伏見并京都迄登

②⑥ 一五刃六三

金百疋、御癸駕之節今里迄御見送り罷越候砌

②⑦ 一一二刃〇四

休足処挨拶新屋喜兵衛へ遣又

②⑧ 一一二刃〇四

御巡見無滞相濟候二付夫々心付左二

②⑨ 三一刃二五

金貳百疋、狩野宗朴殿挨拶

②⑩ 一五刃六三

金百疋、同御弟子江

②⑪ 七刃八一

金貳朱、松山御留主居若党江心付、是は御滞

②⑫ 七刃八一

留中種々世話二相成二付、定例二不相成事

②⑬ 七刃八一

金五拾疋、御巡見当日被相詰候二付曾根氏江

②⑭ 九刃二

銭壹ノ文、右同断両三日出入方伊勢嘉手伝二

②⑮ 一四刃七二

参り候二付心付遣又

②⑯ 一四刃七二

銭壹ノ六百文、当地御滞留中喜助増番両人宛

四日雇賃、一夜二付四〇〇文宛

七刃六六

銭八百文、御滞留中定供致し候二付出入方清

七江三〇〇文、御供市助へ五〇〇文心付遣又

寺与兵衛江差遣又

七刃八一

金貳朱、御巡見之節火之元氣ヲ付為心付天王

六刃三五

銭七百文、右同断本番喜助江遣又

三刃八

銭四百文、右同断加番之者江遣又

合二貫五二二刃四三

これらの経費を、老中への献上関係、家臣への進物、町奉行関係、

松山藩邸関係、調度備品、茶や菓子などの食料、送迎・心付に分ける

と表2のとおりである。ここに襖張替用紙代の記載はあるが、繕普請

は他に畳替えなどが行われているのに計上がない。その他、町奉行宛

肴台代が計上されているのに肴代の計上がないなどが目につくが、主

要なものには記載されていると考えられる。ちなみに安政四年（一八五

七）のとき両町奉行へ献上の魚代は一両二歩で、一人三歩であり、嘉

永三年では四六刃八九にあたる。

老中見分は住友の栄誉であるとともに徳川幕府の「御威光」を顕す

行事である。その応接・贈答用の品物、とくに老中に直接かわる品

物の調達先は著名な業者である。前掲史料の③岡村、④袋師友湖、⑤

楽吉右衛門、⑥指物師利斎は、いずれも「京羽津根」に出ている京都

の格式の高い業者である。末広師岡村は住友の親類で戸沢上総介用達

でもある。①三井は大坂の三井越後屋、②は大坂高麗橋三丁目の虎屋

表2 老中見分応接経費（嘉永3年）

単位：匁

支払先・用途	摘要	価額計	老中	老中家臣	町奉行他	松山藩邸	食料	送迎	調度・備品
① 三井	紐・反物	542.50		532.00					10.50
② 虎屋	菓子	412.30	89.25	139.65	8.60	11.10	163.70		
③ 京都岡村	扇子	173.00	135.00	38.00					
④ 京都袋師友湖	袱紗	8.95							8.95
⑤ 京都楽吉左衛門	茶碗	59.80							59.80
⑥ 京屋四郎兵衛	提灯	34.80							34.80
⑦ 竹田佐清	茶	8.50					8.50		
⑧ 京都指物師利斎	小片口	24.00							24.00
⑨ 藤五	木地道具	340.60							340.60
⑩ 大万	茶碗	75.00							75.00
⑪ 四ツ橋播源	煙管	30.93							30.93
⑫ 唐佐	間似合紙	11.25							11.25
⑬ 指利	熨斗台他	136.00	28.00		7.50				100.50
⑭ 薩八	紐	1.80	1.80						
⑮ 炭五	下駄・灰吹他	34.90							34.90
⑯ 松善	提灯	66.94							66.94
⑰ 泉卯	熨斗	12.50	7.50						5.00
⑱ 泉覚	蠟燭	61.50							61.50
⑲ 泉弥	蠟燭	30.66							30.66
⑳ 認伴	蠟燭	135.12							135.12
㉑ 朝陽堂	絵紙千代皿他	8.30		8.30					
㉒ 河芳	干菓子	27.85		7.85	20.00				
㉓ 和田	茶	24.00					24.00		
㉔ 大多	松魚	35.00				35.00			
㉕ 名代出迎諸入用		88.56						88.56	
㉖ 見送り心付		15.63						15.63	
㉗ 心付		112.04				7.81		104.23	
計		2,512.43	261.55	725.80	36.10	53.91	196.20	208.42	1,030.45

「御老中御見分扣 三番」に拠る。

伊織で著名な業者であり、⑪は四ツ橋西南詰播磨屋源蔵である。⑫当然高価であるが、これが最高のもてなしであって、町人身分の限界をわきまえた奢侈にわたらない出費であったといえよう。

一二 オランダ商館長の応接・贈答

住友銅吹所にはオランダ商館長一行が江戸参府の帰途にたびたび立寄って見物した。住友では一行を西洋式の食卓（ただし料理は日本料理）でもてなし、土産や餞別の贈答をした。オランダ人を見物するための群衆が路上に集まり、縁故のある人々の中にはいった。諸藩の役人などは座敷で酒食を摂りながら見物できるようにし、その他の人々は臨時に設けた棧敷で見物させ、握飯・煮染を供した。見物の記録の最大は三〇〇〇人（文化三年、一八〇六）とあり、文政元年（一一八八）は見物二五〇〇人、白米の消費が九斗六升とあって、入替わりを想定すると人数は誇張ではなさそうである。⑬これらの経費は数百目程度で、老中応接費用の数分の一である。経費の大部分が食料費である。

オランダ人一行との贈答を記録で見ると次のとおりである。

天明七年（一七八七）五月十五日入来

大通詞・小通詞から土産の毛氈一枚宛が到来し、返礼に桐箱入別時絵盃三枚宛（代銀一人宛一〇匁五分）を贈った。

寛政六年（一七九四）五月二十六日入来

蜜酒二陶到来した。

文政元年四月二十三日入来

土産として茴香酒二フラスコが到来したので、翌日此方から蒸菓子一箱三五入を贈った。内訳小倉野・常盤饅頭・はな橋、箱は杉、足なし、桜皮留め。他に外療（医師）からマルメ口石（大理石か）二枚到来したので、同人へ煙管一对（価金二歩位）と宣徳花瓶一箱（価三三匁五分）を贈った。

文政五年三月二十四日入来

翌日住友の主人の子に手代が付添って銅座（宿舎）へ梨子七ツを持参し商館長に贈り、コップ二ツを贈られた。そこで黒塗蒔絵楓鹿の模様の箱田葉粉入一を住友から贈った。

文政九年五月六日入来

鼓銅図録一冊・鉛石箱一を贈った。このときシーボルトが入来し、この贈物のことも日記に記述がある。なお、鼓銅図録は老中に一回（文政八年）贈り、また長崎奉行・大坂町奉行ほかに贈った記録がある。⑭

天保元年（一一八三〇）閏三月十九日入来

オランダ人から挨拶としてフラスコ入命酒二ツと白焼蘭製煙管一本が到来したので、翌日求肥糖二箱とじゅん菜一壺を持参し贈った。

天保五年四月十五日入来

土産としてフラスコ入の仏手甘酒と茴香酒、肉豆蔻一壺・煙管二本（白焼蘭製と赤焼とも一本宛）が到来したので、酒（松寿）二樽五升宛入と求肥糖二箱を贈った。この酒は入来時に出したところ甚だ気に入ったらしく数盃呑んだので贈った。オランダ人の退出後に主人の子

と手代が返礼に出向き贈ったところ、またまたフランスコ入白赤葡萄酒二ツを買った。

天保九年四月十六日入来

商館長から土産として銘酒五瓶・蜜漬一壺・コーヒー一瓶到来した。

弘化元年（一八四四）三月二十七日入来

土産としてロイウエン・ステウエンが到来し、若松五升入一樽・求肥糖一斤入二箱を贈った。

嘉永三年（一八五〇）四月十三日入来

土産として酒二徳利・煙管一〇本・巻煙草一袋・刻煙草二袋が到来し、求肥糖一斤入一箱宛を餞別としてオランダ人へ贈った。餞別を持参すると、砂糖大一包・酒一徳利・肉豆蔻一壺を贈られた。

安政五年（一八五八）二月十九日入来

土産としてフランスコー〇本・蜜漬二ツが到来した。

検使と通詞にはそれぞれ餞別を贈った。明和と天明のころ、検使には羽織の胸紐五掛入一箱、通詞には延紙各一〇束、文政以後は検使には扇子三本入一箱と延紙五束、通詞には延紙五束宛であった。

これら酒・煙管などの土産品らしい品物だけではなく、寛政元年には『フランス百科全書』と『オランダ記念貨幣誌』をオランダ語の献辞付きで、主人の父で隠居の吉左衛門（友紀）に贈られた。⁽¹⁾ これらの贈答はささやかながら国際文化交流としての意義がある。

老中の応接もオランダ商館長の応接も多大の出費と労力を伴って非日常の空間を演出し、もてなしをするものであるが、とくにオランダ

商館長の応接は大坂の諸階層の大きな楽しみになっているところに、鎖国制度のもとにおける日常の生活意識をうかがうことができる。

- (1) 拙稿「近世住友銅吹所幕府高官見分応接の儀礼について（その4）—老中の見分—」（『泉屋博古館紀要』第一九巻、二〇〇三年）
- (2) 江戸の阿形宗智らが浅草御蔵の足尾銅の輸出を請負うこととその損金の補填のため長崎の銅輸出惣高の一分の口銭徴収を願った。これに対抗して銅屋仲間が輸出銅の五分の一を足尾銅に宛てて請負ったが損失が多く、結局泉屋・大坂屋が五分の一の範囲で足尾銅の輸出と代金の為替送付を請負い、宗智らの参入を阻止した。小葉田淳「近世、足尾銅山史の研究」（『日本銅鉱業史の研究』思文閣出版 一九九三年）
- (3) この項の叙述は主として、『住友史料叢書』収載の「年々帳 無番」、「銅異国売覚帳」、「銅座公用留」、「銅座御用扣」、「別子銅山公用帳 一番」、「宝の山」、「銅会所公用帳扣（享保二年）」に拠る。
- (4) 秋田県立秋田図書館編『国典類抄』第一一巻（秋田県教育委員会 一九八〇年）六六〇頁
- (5) 『住友史料叢書』収載「年々諸用留 四番」、「同 五番」と、未刊の「年々諸用留 十番」
- (6) 『住友史料叢書』収載「年々諸用留 五番」一一一頁以下、二二二頁、二九二頁
- (7) 住友家文書「長崎要用控日記 一番」、「長崎御奉行御見分扣 一番」、「同 一番」、「同 三番」、「同 四番五番」、「同 六番」。元文三年帰府の秋原美雅に仲間が着坂当日御目見し、用向きのため夜になるまで本陣に詰め酒を出されたので、翌日仲間から塩鱈三尾と酒一斗入一樽を差上げたことがある（「年々諸用留 五番」二四一頁）が、特例と思われる。
- (8) 住友家文書「御老中御見分扣 三番」

- (9) 『住友史料叢書』 収載「年々諸用留 六番」と未刊の「御老中御見分扣 一番」。以下本稿の叙述はとくに断らない限り、「御老中御見分扣 一番」、「同 二番」、「同 三番」に拠る。
- (10) 住友家文書「年々諸用留 九番」
- (11) 『新撰京都叢書』 収載「花洛羽津根」(文久三年版)、『大阪経済史料集成』 収載「浪華買物独案内」(天保三年版)・「大阪商工銘家集」(弘化三年版)に拠る。
- (12) 拙稿「近世住友銅吹所幕府高官見分応接の儀礼について」(その3)「オランダ商館長の場合」(『泉屋博古館紀要』 第一七巻、二〇〇〇年)
- (13) 安国良一「『鼓銅図録』の書誌的検討」(『住友史料館報』 第三〇号 一九九九年)
- (14) 住友家から寄贈されて現在は大阪府立中之島図書館の所蔵で、特別展示の機会に展示される。